

「摂津市新型コロナウイルス等対策行動計画」(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

1. 実施概要

- (1) 実施期間 令和8年6月2日(火)～7月2日(木)
 (2) 実施方法 持参、郵送、FAX、電子メール、電子申請システム
 (3) 閲覧場所 市役所(情報コーナー・保健福祉課)、地域福祉活動支援センター、保健センター、各公民館、鳥飼図書センター、市民図書館、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、正雀市民ルーム、いきいきプラザ、市ホームページ

2. 実施結果

- (1) 意見者数 個人1人
 (2) 意見件数 6件(FAX6件)

3. ご意見に対する市の考え及び対応

以下のとおり。

「摂津市新型コロナウイルス等対策行動計画」(案)に寄せられた意見の要旨と本市の考え

No	部	章	節	ページ	意見	市の考え及び対応	修正の有無
1	3	3	3	24	ワクチンの推奨・強制・啓発は行うべきではない。ネット上でのニュースや専門URLでは、これからのインフルエンザワクチンの種類が、きわめて危険なレプリコンワクチンに置き替わるためである。国の情報のみをうのみにすべきでない。専門的に研究、検証結果を出している機関からの情報も市民に告知すべきである。	ご意見として承ります。ワクチン接種にあたっては、国の方針に基づき、府と連携しながら有効性や安全性、副反応等に関する情報について適切な情報提供に努めてまいります。	無
	3	4	1～3	25～29			
2	3	4	3	29	接種記録の管理、閲覧できるようなシステムの整備について、このような情報を地方公共団体や国が得るのは何が目的なのか。市民の行動を把握するような計画策定自体、不自然ではないか。インフルエンザをさも恐ろしいと恐怖を植え込むべきではない。恐怖をおおるような計画を市民に強制すべきでない。インフルエンザも新型コロナウイルスも、熱が出て体調不良を起こしているのであれば、人間が本来持っている自己免疫を使い、塩分・水分を補給し、よく寝て休むこと。インフルエンザワクチンも新型コロナワクチンも一度も接種せずとも思っていない人もいる。	ご意見として承ります。接種記録の管理やシステムの整備については、市民の生命や健康を守ることを目的に行われ、デジタル技術を活用する場合も含め、個人情報保護法等の法令に基づき、適切に管理します。	無
3	略称又は用語集			40	緊急事態宣言、措置も不自然でおかしなことである。体調不良なのであれば発熱をしているときは、仕事や学校などに行かず家で安静にして体調の回復を待てばよい。緊急事態宣言などを発令して、ロックダウン的な国民の行動制限をするようなことをするのはなく、それよりも健康でいられるための予防のための情報を啓発すべき。	ご意見として承ります。新型コロナウイルス等緊急事態宣言は、新型コロナウイルス等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、政府対策本部長が新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき行うとされています。感染症まん延時においては、国や府と連携し、市民の生命及び健康を守るとともに、平時においても感染症対策等に関する啓発に努めてまいります。	無
4	略称又は用語集			41	特定接種について、事業者・業務従事者等に強制的にワクチンを打たせることには断固反対である。新型コロナウイルス禍において、1回どころか2回、3回、最高7回まで新型コロナワクチンを接種してきた人が、全員健康で生存しているのか。いまだにワクチン接種をしたことで、普通の生活ができない人たちや病気を発症した人たち、亡くなった人たちが救済も検証も説明も国からされておらず、苦しんで生きている人たちが大勢いる。	本計画案においては、基本的人権の尊重を明記しており、ワクチン接種を含む感染症対策においては、国の方針や科学的知見を踏まえ、適切な情報提供に努めるとともに、差別や偏見が生じないよう、啓発に努めてまいります。	無
5	略称又は用語集			42	DX(デジタルトランスメーション)推進も、デジタル技術で人々の生活をどのようにより良いものに変革できているのか。感染者を追跡して、個人の行動を追いかけるような情報公開・シェアはするべきではない。平時においても、感染症情報の提供・共有をどう適切に配慮するのか。そのように提供・共有をすれば、「適切に配慮している」とはいえないのではないか。それよりも、今までmRNAワクチン、新種のレプリコンワクチン接種などをして、健康を害された方たちの検証と危険性の説明をすることの方が先決である。	接種記録の管理やシステムの整備については、市民の生命や健康を守ることを目的に行われ、デジタル技術を活用する場合も含め、個人情報保護法等の法令に基づき、適切に管理します。また、ワクチン接種にあたっては、国の方針に基づき、府と連携しながら有効性や安全性、副反応等に関する情報について適切な情報提供に努めてまいります。	無
6	—	—	—	—	mRNAやレプリコンワクチン(新型コロナワクチン)の危険性を市民・国民に周知させることを最初にすべき。その上で、新型コロナワクチンの接種は、すべての市民において、任意で接種させる、接種しない選択肢も対等に選べるようにすべき。	ご意見として承ります。ワクチン接種については、病原体の性状や感染状況等に応じ、予防接種法に基づき実施されるため、接種類型ごとに接種勧奨や接種を受ける努力義務が設けられます。ただし接種は強制ではなく、最終的には、あくまでも、ご本人が納得した上で接種を判断することになります。実施にあたっては、ワクチンの有効性や安全性等について、国や府の方針に基づき、可能な限り科学的根拠に基づいて市民の皆様に分かりやすい情報発信に努めてまいります。	無